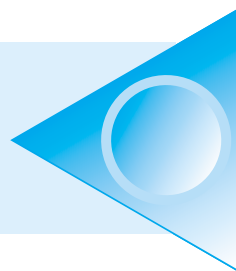


在宅介護支援センターだより

～ 福祉用具の利用について ～



加齢や病気により身体の機能が低下した場合に、車いすや電動ベットなどの福祉用具を上手に活用することで、自立的な生活を行うことができます。

しかし、いざ「買う」となると、金銭的負担が大きくなります。そこで、介護保険制度を利用すると、少ない負担で福祉用具を購入することができます。

介護保険で福祉用具の貸出しと購入ができます

介護認定を受けた方であれば、申請して福祉用具の貸出しと購入ができます。

これらの費用の9割は介護保険で賄われ、残りの1割を利用者本人が負担します。

介護サービス計画（ケアプラン）において、必要とされる標準的な既製品の中から選択して貸出し、または購入することができます。車いすなど一部の福祉用具には、個人の体格などに合わせて調節できるものもありますので、事前にご相談ください。

介護保険での貸出しの対象種目

- ・車いす
- ・車いす付属品
- ・特殊寝台（写真①）
- ・特殊寝台付属品（写真①）
- ・じょく瘡床（すれ）予防用具
- ・体位変換器
- ・手すり（写真②）
- ・スロープ
- ・（取付工事を伴わないもの）
- ・歩行器（写真③・④）
- ・歩行補助杖
- ・（松葉杖など特殊な杖）
- ・痴呆性老人徘徊感知機
- ・移動用リフト
- （つり具部分を除く）



① 特殊寝台（付属品付）

介護保険での購入の対象用具

- ・腰掛便座
- ・特殊尿器
- ・入浴補助用具
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具部分
- ・心身の状況に合わせ、これらの用具を適切に使用することにより、安全に動作が行なえるようになります。
- ・利用者自身が動くことで、『生活リハビリ』にもつながります。
- また、利用者の自立を支援することで、介護者の負担が軽減できます。
- なお、既製品で対応できない場合は補装具での申請が必要になりますので、詳しくはご相談ください。



② 浴槽手すりとシャワーチェア

適切な福祉用具を選ぶには？

- 使う人の身体に合っていますか？
- ・小さすぎる、または大きすぎて使いづらい。
 - ・無理な姿勢を強いられる。
 - ・身体に痛みが生じるなど。
 - ・本人や介護者が無理なく操作できますか？
 - ・多大な力が必要である。
 - ・操作が難しいなど。
 - 福祉用具を使用できる環境ですか？
 - ・十分なスペースがない。
 - ・段差があるなど。

福祉用具を使用している「おかしいな」と思った時は、気軽にご相談ください。



④ 歩行器（折りたたみ式）



③ 歩行器

相談先

在宅介護支援センター ☎ 39-7022